

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2020年8月6日

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
理事長 ピーター・グルース

1. 競争入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

光学テーブルシステム 一式の購入（電子入札対象案件）

(2) 調達件名の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

2020年12月28日

(4) 納入場所

仕様書記載のとおり

2. 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者

(1) 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）契約事務取扱規則第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 国の統一資格（全省庁統一資格）において、2020年度に「物品の販売」のC等級以上に格付けされていること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 電子入札に参加するには、下記に掲げる条件を満たしている者であること。

① 学園の電子入札システムに利用者登録をしていること。

3. 競争入札関係書類の交付

(1) 仕様書等関係書類の交付場所

学園ウェブサイト「調達情報>電子入札」からダウンロードすること。

<https://www.oist.jp/ja/procurement/electronic>

仕様書等関係書類の交付期間

本公告日より2020年8月17日(月)の間、土・日曜日及び祝祭日・学園が定める休日を除く毎日8時00分から20時00分まで。

4. 証明書等の提出期限

この競争に参加するものは、「2.競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、証明書等を提出しなければならない。

提出期限：2020年8月19日(水)17時00分まで

※提出方法等詳細は、入札説明書を参照のこと。

5. 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

(2) 日 時 2020年8月27日(木)10時00分より

※電子入札の場合、開札時の立会いは求めない。

6. 入札方法

(1) 入札金額は総価を記載すること。

(2) 入札書には、入札額と同価となる「内訳見積書」を添付すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てたあとに得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 学園の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とす

る。

9. 契約書の作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10. その他

- (1) 詳細は入札説明書及び仕様書を確認すること。
- (2) 郵便等による入札は認めない。
- (3) 電子入札システムによりがたい者は、発注者へ入札執行日 2 日前までに発注者からの承認を得た場合に限り、紙入札方式に変更することができる。

2020年8月6日

入札説明書

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
調達セクション

この入札説明書は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）の「光学テーブルシステム一式の購入」（電子入札対象案件）に係る一般競争入札（以下「本入札」という。）に関するものであり、入札を執行し、契約を締結するにあたり、入札者が了解し遵守すべき事項を記したものである。

なお、本入札に参加しようとする者は、入札公告及び入札説明書に関し疑問の点がある時は、事前に説明を求め十分承知しておかなければならない。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできないものとする。

記

1. 契約件名

「光学テーブルシステム一式の購入」（電子入札対象案件）

2. 契約方法

確定契約

3. 契約内容

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 契約の種類 | 物品売買契約 |
| (2) 契約の範囲 | 別紙仕様書記載のとおり |
| (3) 納品場所 | 別紙仕様書記載のとおり |
| (4) 納期及び数量 | 2020年12月28日 数量は別紙仕様書のとおり |

4. 競争参加資格

- (1) 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園契約事務取扱規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 国の統一資格（全省庁統一資格）において、2020年度に「物品の販売」のC等級以上に格付されている者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし

て、国等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 電子入札に参加するためには、下記に掲げる条件を満たしている者でなければ参加することはできない。

① 学園の電子入札システムに利用者登録をしていること。

(6) 上記 4. (3)を疎明できる資料として、参加資格認定通知書等の写しを証明書等提出時に学園に提出し、学園職員の確認を受けること。

(参考 契約事務取扱規則 第 2 条 (抄))

第 2 条 (競争参加者の要件)

1. 学園は、調達案件の取引先選定につき競争に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該調達案件の契約を履行する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

2. 学園は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 調査又は検査の実施にあたり学園の担当者の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3. 学園は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

5. 証明書の提出方法

(1) 本入札に参加する者は、「4. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、証明書等を提出し、学園職員から競争参加の有無について確認を受けなければならない。提出期限までに証明書等を提出しない者及び学園職員が競争参加資格が無いと認めた者は、本入札に参加することはできない。

① 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。

電子入札システム URL: <https://www.profair.jp/supplier/>

② 提出期限：2020 年 8 月 19 日 (水) 17 時 00 分まで

③ 添付書類：電子入札システム「参加申請」画面において、「添付ファイル追加」

の操作により「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを添付すること。

- ④ 受付確認：証明書等の受領後に受付票をメールで発行する。
 - ⑤ 証明書等は電子データで作成し、保存するファイル形式は PDF ファイルとする。
 - ⑥ ファイルの圧縮方式は ZIP 方式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。
- (2) 競争参加資格の確認は、証明書等の提出期限をもって行うものとし、参加資格の有無については、電子入札システムにより 2020 年 8 月 25 日(火)13 時 00 分までに通知する。通知において、「競争参加資格の有無：無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。当日までに通知が届かない場合は、12. (2)記載の連絡先に問い合わせること。
- (3) 電子入札システムによりがたい場合は、証明書等を別途 5. (1)②に定める期限までに、12. (2)に指定する場所へ提出すること。
- (4) 証明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 証明書等の審査の結果、「競争参加資格の有無：無」とされた者は、その理由について、次に従い書面またはファクシミリにより説明を求めることができる。
- ① 提出期間： 2020 年 9 月 1 日(火)17 時 00 分まで。持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 30 分から 17 時 00 分まで。
 - ② 提出場所：12. (2)に指定する場所。

6. 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
- (2) 日 時：2020 年 8 月 27 日(木) 10 時 00 分より
- (3) 初度の入札書の提出期間：
2020 年 8 月 25 日(火)13 時 00 分～2020 年 8 月 27 日(木)10 時 00 分
※電子入札の場合、開札時の立会いは求めない。

7. 入札の実施方法

- (1) 入札における遵守事項
 - ① 入札価格は、本契約にかかわる一切の費用を含むものとする。
 - ② 入札書は、入札額と同価となる内訳見積書を添付すること。(電子入札システム「入札金額入力」画面において、「添付ファイル追加」の操作を行う。)
 - ③ 入札価格は、円価をもって記載する。
 - ④ 一旦学園が受理した入札書は、引替え、変更又は取消すことはできない。
- (2) 開札
開札は、電子入札システムにより行う。
- (3) 無効入札
次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。入札を無効とした場合、当該入札

者に対し、当該入札の無効を通知する。

- ① 入札参加有資格者以外の者による入札。
- ② 委任状の提出がなされていない代理人が行った入札。
- ③ 同一入札者から二つ以上の入札。
- ④ 入札者又はその代理人が同時に他の入札者の代理をした入札。
- ⑤ 正常な競争を妨げる目的をもって連合したことが認められる入札。
- ⑥ 品名、金額等が不明確な入札。
- ⑦ 記名、押印又は署名のない入札。
- ⑧ 他の入札者の入札参加を妨害する行為、又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札。
- ⑨ その他入札に関する条件に適合しない入札。

(4) 落札者の決定方法

学園が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に相当する消費税等の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等にかかわる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てたあとに得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(5) 再度の入札

- ① 初度の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。学園から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。
- ② 開札処理に時間を要する場合には、学園から開札状況を電話等により連絡する。
- ③ 初度の入札に参加しなかった者及び初度の入札が無効となった者は、再度入札に参加できない。
- ④ 再度入札の回数は、当初入札を含め原則4回までとする。ただし、手続きの効率性等(4回目の最低入札価格と予定価格との差が僅少であり落札される見込みがある場合等)を勘案し再度入札を継続することが妥当である場合は、4回以上実施することがある。

(6) 同価の入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、くじによる「抽選」で落札者を決定する。

(7) 入札における遵守事項（電子入札によりがたい場合）

電子入札によりがたい場合も本入札に参加することができる。

ただし、上記7.(1)に加えて、以下の事項を遵守すること。

- ① 2020年8月25日(火)17時00分までに「紙入札方式参加承諾願」を学園職員

に提出すること。

- ② 入札書及び委任状は、所定の様式を使用しなければならない。
- ③ 入札書の記載を訂正するときは、朱色の二重線で訂正箇所を抹消し、訂正の押印、又は署名（入札者欄に押印、又は署名する者と同じ）をしなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人の立会いにより入札を行うものとする。
- ⑤ 代理人に入札させる場合は、入札に先立ち委任状を学園の入札事務担当職員に提出しなければならない。

8. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による。

9. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

10. 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11. 契約条項
学園所定の契約書による。

12. 入札説明書等に対する質問
この入札説明書等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により提出すること。

(1) 提出期間：2020年8月17日(月)17時00分まで。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

(2) 提出場所：〒904-0495 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

調達セクション 入札・契約チーム 富山

TEL：098-966-8924 / FAX：098-982-3364

E-mail：tender@oist.jp

13. 留意事項

(1) 本入札に参加しようとする者は、本入札に関して、落札者を決定するまでの間、13.(2)に指定する担当者（以下「担当者」という。）以外の学園教職員と個別に連絡を取ってはならない。

(2) 担当者以外の学園教職員に個別に連絡を取った場合、入札参加資格を失う場合がある。

- (3) 本入札に参加しようとする者が担当者以外の学園教職員より個別に連絡を受けた場合、速やかにその旨を担当者に報告すること。

14. 別紙資料

- (1) 仕様書
- (2) 契約書（案）

参考見積もり依頼書（仕様書）

以下の条件に基づき参考見積書の発行をお願い致します。

1. 一般項目

1-1. 宛先	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（OIST）
1-2. 件名	光学テーブルシステム
1-3. 納期	2020年12月28日
1-4. 納入場所	第4研究棟 E階 E63室、E66室 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919-1 OIST 恩納キャンパス内）

2. 構成および仕様

(A) 構成

#	製品	型番	メーカー	数量
1	RPR reliance Optical Table Non-Mag, 1.2m x 2.4m x 305mm, M6 Holes	M-RPR-N-48-12	Newport	2
2	RS2000 series optical Table, 1500 x 3000 x 305mm, Metric M6 Holes	M-RS2000-510-12	Newport	1
3	Four S-2000A standard vibration isolators	S-2000A-419.5	Newport	3

* 表の型番およびメーカーは相当品と読み替える。

(B) 仕様および性能

- 1) 1.2m x 2.4m x 305mm の非磁性光学テーブルであること
- 2) 1500 x 3000 x 305mm の光学テーブルは、2次までの共振周波数にチューンドされたダンパーを2個搭載すること
- 3) トラス型ハニカムコアを用いたハニカム構造であること
- 4) 全てのタップ穴に、非腐食性の耐衝撃性ポリマーを用いたシーリングカップを取り付けること
- 5) シーリングカップは対応するタップ穴にのみ対応すること
- 6) タップ穴のエッジマージンは12.5mmであること
- 7) グリッド間隔は25mmであること
- 8) ラミナーフロー構造を採用した除振脚であること
- 9) 除振脚1脚あたりの耐荷重は<900kgであること
- 10) 除振脚は独立した4本の除振脚で1枚の光学テーブルを支えること
- 11) 光学テーブルの作業面はM6タップ穴が開いていること
- 12) 光学テーブルシステムの作業面は床から800mm+/-15mmの高さであること

- 13) <0.5MPa の圧縮空気に対応すること
- 14) 圧縮空気用チューブは外径φ1/4"であること

(C) 納入時の検査

検査
<p>売主は、検査に先立ち予め OIST 担当者と協議し、その日程、項目及び試験方法等についての検査計画（以下「検収チェックシート」という）を作成するものとする。</p> <p>売主が定める納入時の検査項目が存在するとき、OIST がその検査項目を用いても本仕様書の性能検査の範囲を逸脱しないと認めた場合には、これを検収チェックシートとして採用することができる。</p> <p>納入完了後、直ちに OIST の担当者立会いのもとに検査を行い、検収チェックシートに定められた検査項目を満足しなければならない。</p>

3. その他の事項

3-1. 保証		
期間:	納入検査合格後	1 年間
<p>売主は、本装置の納入検査合格後、上記の保証期間内に売主の責任による欠陥、故障が生じた場合には、売主の負担において OIST の指定する日時までに修理または代品を納入しなければならない。ただし OIST 職員の誤用等による故障についてはこれを除く。</p> <p>検査合格後であっても、目的物の規格、仕様、品質、性能その他に隠れたる瑕疵が発見された場合、売主は、OIST が当該瑕疵を発見したときから 1 年間、その担保及び補修の責を負うものとする。</p>		

3-2. 提出書類（納品時）			
Installation manual	1	部	英語
納品書	1	部	日本語
請求書	1	部	日本語

3-3. 操作トレーニング			
要否	否	使用言語	日本語
場所	設置場所	時期	納入時
<p>検査合格後、OIST 担当者からの要望のもと、本装置の使用者に対し取扱方法に関する説明を実施すること。また管理担当者に対しては必要に応じて日常的なメンテナンス方法、校正およびトラブルシュート等の更に詳細な説明を提供すること。</p>			

3-4. その他

搬入、設置にあたっては事前に OIST 施設担当に作業申請書を提出し、作業当日は養生を行うなど、既存の設備に十分配慮し、また関連する日本の法令等を遵守すること。
搬入に際しては、1-4.に記載した設置場所まで売主の責において安全確実に運搬すること。
装置の設置稼動に際して必要になる一次側工事は、別途 OIST の負担により手配する。売主は、見積り提示時に、以下の情報を OIST に提供すること。 ・ 建築、電源、空調、配管（給排水、ガス、排気等）等の設置要件 ・ 行政等への届出等に必要となる情報
輸送搬入後の梱包材や廃材は売主側で引き取ること。
輸送搬入と設置にかかる経費、技術者派遣料、旅費滞在費、作業およびトレーニング等にかかる諸費用は売主の負担とする。
通常の使用およびメンテナンスに特殊な工具類が必要である場合は納入時に提供すること。
本仕様に定められた以外の事項で疑義を生じた場合には、双方協議して決定することとし、可能な限り OIST の意向を尊重することとする。

3-5. 安全衛生に関する情報の提供
以下のいずれかに該当し、日本の関連法令等の規制を受ける場合、売主は、見積り提示時にその旨を OIST 担当者に通知すること。 ・ 高周波機器（超音波洗浄機等） ・ レーザー機器（クラス 3 R、3 B、4 等） ・ 放射線装置（X線装置、荷電粒子を加速する装置、放射性物質を装備している機器等） ・ 局所排気装置（ヒュームフード、プッシュプル型換気装置等） ・ クレーン装置 ・ ボイラー ・ アセチレン溶接装置 ・ 燃料タンク ・ 蓄電池設備 ・ 第一種圧力容器 ・ 動力プレス機械 ・ 乾燥設備 ・ 放電加工機
OIST では機器や家具の導入に際し適切な耐震施工を推進している。 (1) 売主は、納入期限に関わらず、最適な耐震施工方法について受注後速やかに OIST に情報提供し、OIST が実際に耐震施工するときに協力すること（転倒防止策、床置装置の固定方法等）。 (2) 売主は、P C 本体やディスプレイが含まれる場合には納入時に地震対策を施すこと。必要に応じ固定バンドやジェルパッドなどは OIST から提供する。

以上

(案)

2020年度 物品売買契約書

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「OIST」という。）と、*****
*****（以下「売主」という。）とは、下記により物品売買契約（以下「本契
約」という。）を締結する。

1. 件 名 : 光学テーブルシステム一式(詳細は添付する仕様書（以下「仕様書」とい
う。）に記載)（以下「目的物」という。）の購入
2. 契約金額 : 金**,***,***円 (内消費税額等 ***,***円)
(内訳は、添付する見積書（以下「見積書」という。）記載のとおり)
3. 契約保証金 : 免除する。
4. 納入場所 : 仕様書により OIST が指定する OIST（沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1 9 1 9
番地 1）内の特定の場所
5. 納入期限 : 2020年12月28日

本契約の証として本書2通を作成し、両者記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

****年**月**日

OIST 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1 9 1 9 番地 1
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
理 事 長 ピ ー タ ー ・ グ ル ー ス

売主 *****

(案)

(契約の目的)

第1条 売主は、本契約条項、仕様書及び別途 OIST が提供する関係書類並びに見積書（以下「仕様書等」という。）に定めるところにより、頭書所定の契約金額をもって目的物を OIST に売り渡し、OIST はこれを買受ける。

2 売主は、頭書所定の納入期限までに、頭書所定の納入場所に目的物を納入するものとする。

(提出書類)

第2条 売主は、仕様書等に定めるところにより必要書類がある場合には、これを作成し、OIST の指定する期日までに OIST に提出し、その承認を受けるものとする。

(官公庁に対する手続)

第3条 売主は、本契約の履行にあたり、官公庁その他に対して必要な手続がある場合には、自己の費用でこれを行うものとする。

(特許権等の使用)

第4条 売主は、本契約の締結及び履行にあたり、OIST が目的物を使用収益できるよう、目的物に関する第三者の有する特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、実用新案権又は意匠権その他一切の権利について、自らの責任と費用によってその権利処理（許諾の取得など）を行い、OIST に損害を与えその他迷惑をかけてはならない。売主は、本契約に関して第三者から何らかの請求がなされる場合は、直ちに書面にて OIST に通知するものとする。

(機密保持)

第5条 OIST 及び売主は、本契約の締結又は履行上知り得た相互の公になっていない情報（以下「機密情報」という。）を第三者に洩らしてはならず、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示してはならない。その機密情報を保つために自己の秘密を守るのと同様以上の注意を払うものとする。また、本契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報は、機密情報には含まないものとする。

(1) 開示の時点で既に情報を受領した当事者（以下「情報受領者」という。）が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示の時点で既に公知となっていた情報

(3) 開示後情報受領者の故意、過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報

(4) 開示後情報受領者が第三者から正当に入手し機密保持義務を負わない情報

(5) 情報受領者が開示された情報と無関係に独自に開発した情報

(6) 機密情報を開示する当事者（以下「情報開示者」という。）から公開又は開示に係る書面による同意が得られた情報

(7) 裁判所命令又は法律によって開示を要求された情報。この場合、かかる要求があったことを情報開示者に直ちに通知するものとする。

2 本条の規定は、本契約が終了した後も5年間有効に存続する。

(調査等)

(案)

第6条 OISTは、必要に応じ、目的物の納入その他本契約における売主の義務の履行並びに関係する帳簿書類等を調査し、又は報告させ、若しくは売主に対して指示することができる。

(仕様書等の変更)

第7条 OISTは、第11条に定める目的物の引渡し完了までの間において、仕様書等を変更し、若しくは本契約を一時中止し、又はこれを解除することができる。

2 OISTは、前項に基づき仕様書等を変更し、若しくは本契約を一時中止し、又はこれを解除する場合は、契約金額、納入期限、その他本契約に定める条件について、あらかじめ売主と協議のうえ書面で合意するものとする。

3 売主は、仕様書等に定める条件で目的物を納入することが困難であることを発見した場合、若しくはその他技術的理由で必要がある場合、又は仕様書等の内容に疑義がある場合は、速やかに、仕様書等の変更提案を行い、OISTと協議するものとする。

(契約金額の変更)

第8条 OIST及び売主は、本契約の締結後、次の各号のいずれかに掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、OIST及び売主合意の上、契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

(1) 税法その他法令の制定又は改廃

(2) 著しい経済情勢の変動、その他売主の責に帰し難い事由により価格に変動を生じ、契約金額が社会通念上著しく不合理となった場合

(3) 第7条第1項又は第3項に基づく仕様書等の変更

(4) OISTの追加依頼による提案の実施により契約金額に影響がある場合

2 前項に規定する契約金額の変更は、OIST及び売主が合意の上、その都度契約金額の変更を行うことなく、これを取りまとめて書面で行うことができる。

3 第1項の規定により契約金額を増額する必要がある場合は、OISTが予算措置を講じうる範囲内で、これを変更することができる。

(納品書等の提出)

第9条 売主は、目的物を納入したときは、遅滞なく、納品書及び仕様書等に定められた書類(以下「納品書等」という。)をOISTに提出するものとする。なお、納入の分割について仕様書等により認められている場合は、それぞれの部分について同様の提出を行うものとする。

(検査)

第10条 OISTは、前条に規定する納品書等を受理した日から10営業日以内に、契約書、仕様書等及びOISTの定めた検査に係わる規程に基づき、目的物に対する検査を行うものとする。

2 前項に規定する検査には、売主も立ち会うものとする。ただし、売主が立ち会わないときは、OISTは、単独で検査を執行することができ、その結果を売主に通知するものとする。

3 売主は、前項の検査その他本契約の履行に無関係な場所への立ち入り並びに本契約の履行に無関係な者を同行させることはできないものとする。

(引渡し)

(案)

第11条 目的物の引渡しは、前条に規定する検査の結果、OISTが目的物を合格と認めたときをもって完了するものとする。引渡し前に生じた目的物の毀損等は、全て売主の負担とする。ただし、当該毀損等がOISTの故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

2 前項の目的物の引渡し完了時をもって目的物の所有権がOISTに移転するものとし、売主は、当該所有権の移転のために必要な手続きをとるものとする。

(修補)

第12条 第10条に規定する検査の結果、OISTが目的物の全部又は一部を合格と認めなかったときは、売主はその費用及び責任において、直ちに当該目的物を修補若しくは改造し、又は代品をOISTの指定した日時までに納入するもの（以下「修補等」という。）とする。

2 前項に規定する修補等の場合においては、目的物の引渡し及び遅滞金の徴収について、それぞれ、第10条ないし第12条及び第15条を準用するものとする。

(契約金額の支払)

第13条 売主は、目的物の引渡しが完了したときは、引渡しの日から3営業日以内に、OISTに対し、支払請求書を提出の上、契約金額の支払を請求するものとする。

2 OISTは、第11条に基づく引渡しの後、前項の支払請求書を受理した日以降翌月末日までに、売主に対し、契約金額を支払うものとする。

3 OISTが、前項に規定する期日内に契約金額を支払わない場合には、売主は、OISTに対し期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、本契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は支払遅延の日数に算入しないものとする。

(支払金額の相殺)

第14条 OISTは、売主に対し本契約に基づく損害賠償請求権その他の債権を有するときは、その期日に到来しないものでも、本契約又は他の契約に係わるOISTの売主に対する支払代金その他の金銭債務と相殺することができる。

(納入期限の延期及び遅滞金)

第15条 売主は、天災地変その他売主の責に帰し難い事由により、本契約に定める納入期限内に目的物を納入することができないときは、OISTに対し、その事由を詳記して、納入期限の延期を請求することができる。この場合、OISTはその請求を適当と認めたときは、これを承認することができる。

2 前項に規定する場合のほか、売主が納入期限の延期を願い出た場合において、OISTが差し支えないと認める期限までに目的物の納入が可能と見込めるときは、OISTは、自らの裁量により納入期限の延期を承認することができる。

3 目的物の納入が本契約に定める納入期限を超過した場合には、売主は、納入期限の翌日から起算して引渡しの日当日まで、延滞1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を遅滞金としてOISTに支払うものとする。ただし、前2項に規定する延期の承認があった

(案)

場合はこの限りでない。

(OIST の解除権)

第 16 条 OIST は、次の各号の一に該当するときは、売主に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 売主が、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 売主が OIST の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は不正な行為があったとき。

(3) 売主について破産、その他これに類する手続開始の申立てがあったこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、本契約の目的を達することができないと OIST がその裁量により判断したとき。

(4) 天災地変その他売主の責に帰し難い事由により、目的物を納入する見込がないと OIST がその裁量により認めたとき。

(5) 売主が、OIST が正当と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

(6) OIST の都合による時（ただし、OIST は、売主と協議の上、売主に対し解除によって生じた損害（逸失利益を除く。）を賠償するものとする。）。

(売主の解除権)

第 17 条 OIST がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、売主は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 18 条 OIST は、売主の責に帰すべき事由又は売主の事情（第 16 条第 1 号、第 2 号、又は第 3 号の規定）により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を売主から徴収することができるものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 売主において代表者の変更、事業譲渡、合併又はその他売主の業務上重要な事項について変更があったときは、売主は OIST に遅滞なく届け出るものとする。

(第三者への委任の禁止)

第 20 条 売主は、OIST の書面による事前の承認を得ないで、本契約の履行の全部又は一部を第三者に委任してはならない。本条に違反してなされた委任は無効とする。

(債権譲渡の禁止)

第 21 条 OIST 及び売主は、相手方の書面による事前の承認を得ないで、本契約によって生ずる債権、債務を第三者に譲渡若しくは継承せしめ、又は本契約に基づいて、製作若しくは購入した物件に質権若しくは抵当権を設定してはならない。

(契約不適合責任)

第 22 条 引き渡された目的物が本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合、OIST は、当該契約不適合を知ったときから 1 年以内に、売主に対して通知する

(案)

ことにより、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、民法562条第1項ただし書はその適用を除外する。

2 前項に規定する場合において、OISTは、民法第563条第1項にかかわらず、何らの催告をすることなく、直ちにその不適合の程度に応じた代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、第15条3項による遅滞金の請求、第16条による解除権の行使及び第23条による損害賠償請求を妨げるものではない。

(損害賠償)

第23条 売主は、本契約に違反してOISTに損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該損害がOISTの責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

2 売主は、本契約の履行についてOIST又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該損害がOISTの責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

3 売主は、目的物の不適合により、OIST又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

4 本契約の履行により、又はこれに関連し第三者との間に紛争を生じた場合においては、OISTと売主は協力してその処理解決にあたるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第24条 売主は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金としてOISTが指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 売主又は売主が構成員である事業者団体が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)に違反したことにより、公正取引委員会が売主又は売主が構成員である事業者団体に対して、排除措置命令又は課徴金納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、売主が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合などOISTに金銭的損害が生じない行為として、売主がこれを証明し、その証明をOISTが認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が売主に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 売主(売主が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、OISTに生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、OISTがその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 売主は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類をOISTに提出しなければならない。

4 売主が第1項に規定する違約金をOISTの指定する期日までに支払わないときは、売主は、

(案)

当該期日の翌日から支払が完了するまでの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の遅延利息をOISTに支払わなければならない。

5 OISTは、売主に第1項の各号の一に該当するものとして違約金の請求をしたときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第25条 売主はOISTに対し、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

(1) 自ら並びにその役員及び従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でなく、これと関係しておらず、また反社会的勢力でなかったこと。

(2) 自ら並びにその役員及び従業員が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは業務の提供を行っていないこと、また反社会的勢力と何らの取引も行っていないこと。

(3) 自ら並びにその役員及び従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(4) 自ら並びにその役員及び従業員が自ら又は第三者を利用して、OISTに対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、OISTの名誉や信用を毀損せず、また、OISTの業務を妨害しないこと。

2 売主は、自らについて前項各号に違反する事実が判明した場合には、OISTに直ちに通知するものとする。

3 OISTは、売主について第1項各号に違反する事実が判明した場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。売主は、かかる解除により損害が生じた場合でも、OISTに対しこれを請求できないものとする。

(個人情報の保護)

第26条 売主は、本契約の履行のためにOISTから提供された情報及び本契約を履行した結果取得する情報の中に、個人情報(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条2項)が含まれるときは、本条第2項から第11項までに従って取り扱う義務を負うものとする。

2 売主は、本契約を履行するにあたり、取得個人情報(前項に規定された個人情報のうち、受託者が本契約を履行するためにOISTから提供され又は本契約を履行した結果取得した個人情報をいう。以下同じ。)の取扱責任者を定め、その指揮のもとに取得個人情報を適切に保護しなければならない。

3 売主は、取得個人情報の取扱責任者の氏名及び所属を書面によりOISTに通知するものとする。また、当該責任者を変更した場合も同様とする。

4 売主は、取得個人情報の取扱責任者をして、本条に定める事項を遵守させるとともに、本契約の履行に従事する者にこれを理解・遵守させるために必要かつ適切な教育を施す責任を負う。

5 売主は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめOISTの書面による承認を得た場合及び法令に基づく場合は、この限りではない。

(案)

- (1) 取得個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 取得個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、改ざんすること。
- 6 売主は、取得個人情報の適切な管理のために、取得個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の必要な措置を講じなければならない。
- 7 OIST は、必要があると認められるときは、売主の事務所において、取得個人情報の管理が適切に行われているか調査し、適切な管理がなされていない場合は売主に対して必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- 8 売主は、本契約の履行に従事する者に対し、在職中及び退職後においても取得個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、取得個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- 9 売主は、取得個人情報を、本契約終了後速やかに OIST に返還するものとする。ただし、OIST が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 10 売主は、取得個人情報について漏えい、滅失、毀損その他本条に係る違反等が発生したときは、OIST に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 11 第 5 項の規定については、本契約が終了した後であっても、なお、その効力を有するものとする。

(完全合意)

第 27 条 本契約は、本契約に規定する対象事項に関する双方の完全な合意及び理解であり、口頭又は書面による従前の一切の協議、合意及び理解に優先し、それらにとって代わるものである。

(契約に関する紛争の解決)

第 28 条 本契約について、OIST と売主との間に紛争を生じた場合には、当該紛争について那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(分離条項)

第 29 条 本契約のいずれかの条項が違法、無効又は履行強制不可能とされたとしても、その違法、無効又は履行強制不可能は、いかなる意味でも本契約の他の条項の有効性に影響しないものとする。

(契約外の事項)

第 30 条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて、OIST と売主間で協議の上、別途定めるものとする。